

議 会 第 1 0 号

道路整備財源の確保に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年9月26日

提出者 新発田市議会運営委員会
委員長 若 月 学

新発田市議会議長 比 企 広 正 様

道路整備財源の確保に関する意見書

地方においては、移動手段の多くを自動車に依存している地域が多く、地域の日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、高速道路をはじめ主要幹線道路の整備が不可欠である。

さらには、広域圏域の交流、観光・企業活動などの産業振興、地域の拠点性を高めるうえで、欠くことのできない地域を育む道である。

また、平成23年東北地方太平洋沖地震をはじめ、新潟県にあっては平成16年中越地震、平成19年中越沖地震、昨年12月の糸魚川駅北大火などの災害発生時には、地域の避難道路として、人的・物的な支援の運搬道路として重要な役割を担うなど、救命救急、防災体制を構築する命の道であることが証明されている。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度までの時限措置となっているが、安定した国民生活の維持と強靱な国土軸の形成、ひいては地方創生につながる真に必要な安心・安全な生活基盤の整備を実現するため、下記事項について強く要望する。

記

- 1 国においては、道路財特法の特別措置を平成30年度以降も継続すること。
- 2 道路整備予算の総枠を長期的・安定的に確保し、迅速かつ着実な道路整備の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

新潟県新発田市議会

（提出先）

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	野田聖子様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	石井啓一様